

1. 件名：三菱原子燃料（株）加工施設分析設備等の施工に関する不適切事案の調査状況に係る面談
2. 日時：令和4年2月14日（月）10時00分～12時00分
3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

杉本安全規制管理官（専門検査担当）、大東首席原子力専門検査官、
寒川企画調査官、千葉主任原子力専門検査官

原子力規制部 審査グループ 核燃料施設審査部門

小澤安全管理調査官、有田安全審査官

三菱原子燃料（株）

大和矢代表取締役社長、他6名

5. 要旨

○令和3年12月、三菱原子燃料（株）（以下「事業者」という。）ウラン加工施設に対する原子力規制検査において、設工認申請では「変更なし」としていた設備に変更工事が行われたことが判明したため、原子力規制庁から、事実関係を説明することを求めていたところ、事業者から、本日、面談資料に基づき以下の説明があった。

- ・新規制対応工事における一部不適切行為について、その内容を以下の3点に集約した。
 - ① 設工認で変更の申請をしていない範囲について工事を実施した。
 - ② 設工認申請に合わせて、新設設備を「既設扱い」として使用前事業者検査を実施した。
 - ③ 文書管理上で不適切な処置を実施した。
- ・本件に至った経緯は以下のとおり。
 - ① 2020年1月：分析設備の分析装置用作業架台等について一部更新、あるいは新設する部分があるにも関わらず、以下の理由から変更区分を「変更なし」として申請した。
 - 既工認では分析装置用作業架台等は申請対象外であった。
 - 装置本体の改造ではなく、付属部品の変更であることから、設工認申請上には関係ないと思い込んでいた。
 - 申請時に、設工認上の「変更区分」の設定の考え方について、その重要性を含め事業者内での周知徹底が不十分であった。
 - 申請直前に作業架台が申請対象となり、申請書作成段階での「変更区分」に関する事業者内レビューが不十分であった。
 - ② 2021年8月～9月：分析設備の使用前事業者検査を実施する際、一部の担当者は設工認上の「変更区分」の設定の考え方が統一されていないことを認識していたが、対象が付属部品でもあり、重要度が低いと考えたことから、設工認を修正する手続

きを行わなかった。一方、担当者は「使用前事業者検査記録は設工認の記載に忠実に合わせるべき」と考え、「変更なし」となっている設工認上の記載と整合を図ろうとし、一部の工事検査記録等を間引いた上で、「新設」や「一部変更」のものを「既設扱い」としての使用前事業者検査の記録を作成した。

- ③ 2021年12月：原子力規制庁からの「変更なしの設備に工事が行われているのではないか」との指摘に対して、「その部位は過去に自主的に工事を行ったもので、平成29年の事業変更許可以降、変更していない」と、事実と異なった回答をした。また、原子力規制庁の指摘に対して、これ以上の工程遅れは許されないという強い思いから、同月13日に、該当する内部文書（発注仕様書等）の不適切な差し替えを行った。

・本件に関して、根本原因を分析し以下の問題点を抽出した。

- ① 事業者として初めての大規模保安工事（新規規制基準対応工事）だったため、設工認作成から検査対応まで、従来の業務プロセスでは適切に対応できない部分があった。
- ② 大規模保安工事の工事量を十分把握できておらず、必要なスキルを持った要員を十分確保できていなかった。
- ③ 工程確保を強く意識する中で、設工認との整合性を強く意識した結果、不適切な差し替えを実施した。
- ④ トップマネジメントとして、事業者を挙げての体制の強化、リスク軽減の対策が不十分であった。
- ⑤ プロジェクト管理や、プロセス整備及び体制確保が不十分なまま、設工認申請及び使用前事業者検査を進めた。
- ⑥ その結果、多くの不適合や工程遅れを生じさせ、最終的に多大な「工程プレッシャー」の中で、確固たるコンプライアンス意識の徹底が不十分であった。

・また、今回の事象を受けて、設工認対象の全ての設備・建物を対象に以下の項目に関する水平展開（総点検）を実施した。その内容と結果は以下のとおり。

- ① 分析装置の設工認において変更区分に記載不備があったことを受け、変更区分の記載を含めて設工認申請内容との整合性の確認を実施した。結果、全ての建物、設備に関し、設工認記載見直し及び再検査が必要なものが68件、使用前事業者検査の再検査が必要なものが50件確認された。
- ② 分析装置における内部文書の不適切な差し替えに関連し、類似の不適切な図書管理となっているものがないかの確認を実施した。結果、分析設備以外に不適切な図書管理を実施していた事例は確認されなかった。

・今後は、根本原因分析の結果を踏まえ、再発を防止するための対策を策定し、具体化して実行していく。

○原子力規制庁から、下記の事項を伝えた。

- ・「プロジェクト管理や、プロセス整備、体制確保が不十分なまま、設工認／使用前事業者検査を進めた。」さらに「「工程プレッシャー」の中で、確固たるコンプライアンス意識の徹底が不十分であった。」と自らの問題点を抽出しているが、検査体制の不備や検査員のスキルに問題を抱えた状態で実施された過去の使用前事業者検査の結果の信頼性をどの様に検証するのか報告すること。
- ・水平展開の結果、設工認記載見直し及び再検査が必要なものが68件、使用前事業者検査の再検査が必要なものが50件確認されたとあるが、これらの不適合は、分析設備と同様の原因により発生したものか。分析設備と原因が異なるものが有るのであれば、具体例を示し説明すること。
- ・不適切な行為に関与した職員と本調査に携わった職員の切り分け等、調査及び対策についての客観性を説明すること。
- ・「プロセス整備、体制が不十分であった。」、「スキルを持った要員を十分確保できていなかった。」という問題点について、中・長期対策として「工程に見合った体制の構築」をあげているが、どの様な対策をどこまで実施すれば、検査を再開することができるのか、具体的な説明をすること。

○事業者から、以下の回答が示された。

- ・今回の面談で原子力規制庁から質問された内容について整理し、再度面談により説明する。

6. その他

資料： 分析設備関連 施工に関する調査状況について

以 上